

通知の補足について

再度入札について

再度入札において落札者がいない場合は、入札を取止めることを原則とする。

低入札価格調査制度について

調査基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行が可能か調査を行う。また、失格判断基準を下回った場合は失格となる。

対象工事：一般競争入札又は指名競争入札で予定価格が5,000万円以上の工事

及び 総合評価落札方式対象工事

土木系工事：土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事を除く）、ほ装、塗装、造園工事等

調査基準価格：	
(A)	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ \text{現場管理費} \times 0.9 \\ \text{一般管理費} \times 0.68 \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{合計額 (千円未満切り上げ)} \\ \times 1.10 \end{array}$

失格判断基準：	
(B)	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ \text{現場管理費} \times 0.9 \\ \text{一般管理費} \times 0.2 \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{合計額 (千円未満切り上げ)} \\ \times 1.10 \end{array}$

※ただし、入札比較価格の7.5/10~9.2/10の範囲内で設定

営繕工事の電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事

調査基準価格：	
(C)	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.8 \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 \\ \text{一般管理費} \times 0.68 \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{合計額 (千円未満切り上げ)} \\ \times 1.10 \end{array}$

失格判断基準：	
(D)	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.8 \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 \times 0.8 \\ \text{一般管理費} \times 0.2 \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{合計額 (千円未満切り上げ)} \\ \times 1.10 \end{array}$

※ただし、入札比較価格の7.5/10~9.2/10の範囲内で設定

営繕工事以外の電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事及び下水道用機械・電気設備請負工事工事費積算基準に基づき積算する工事

調査基準価格 :		
(E)	機器費 × 0.907 直接工事費 × 0.97 共通仮設費 × 0.9 現場管理費 × 0.9 一般管理費 × 0.68	} 合計額 (千円未満切り上げ) × 1.10

失格判断基準 :		
(F)	機器費 × 0.82 直接工事費 × 0.97 共通仮設費 × 0.9 現場管理費 × 0.9 一般管理費 × 0.2	} 合計額 (千円未満切り上げ) × 1.10

※ただし、入札比較価格の 7.5/10~9.2/10 の範囲内で設定

上記以外の工事

調査基準価格 :		
(G)	直接工事費 × 0.9 × 0.97 共通仮設費 × 0.9 (直接工事費 × 0.1 + 現場管理費) × 0.9 一般管理費 × 0.68	} 合計額 (千円未満切り上げ) × 1.10

失格判断基準 :		
(H)	直接工事費 × 0.9 × 0.97 共通仮設費 × 0.9 (直接工事費 × 0.1 + 現場管理費) × 0.9 × 0.8 一般管理費 × 0.2	} 合計額 (千円未満切り上げ) × 1.10

※ただし、入札比較価格の 7.5/10~9.2/10 の範囲内で設定

低入札調査を行なった場合の措置

- ・ 工事の完成届を提出する際に、下請代金の支払状況等の経費を証する書類の提出を求める。
- ・ 現場代理人の兼任を認めない。
- ・ 主任技術者及び監理技術者とは別に、同等の資格を持つ技術者を、専任で 1 名追加の配置を求める。

最低制限価格制度について

最低制限価格を下回った場合は失格となる。

対象工事：予定価格が 500 万円以上 5,000 万円未満の競争入札（総合評価落札方式を除く）工事

最低制限価格：土木系工事については、(A)と同様の計算式で得た額とする。

営繕工事の電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事については、(D)と同様の計算式で得た額とする。

営繕工事以外の電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事及び下水道用機械・電気設備請負工事工事費積算基準に基づき積算する工事については、(F)と同様の計算式で得た額とする。

上記以外の工事については、(G)と同様の計算式で得た額とする。